

第2節 国家防衛戦略の内容

本節では国家防衛戦略（防衛戦略）の策定の趣旨や内容について記載する。防衛戦略の内容は、既に防衛省HPで公表されていることから、本節では、防衛戦略に

おける要点を中心に、その背景や考え方などを記載する。なお、策定の経緯については、第Ⅱ部第1章第3節（わが国の安全保障政策の体系）を参照。

1 基本的な考え方—防衛力の抜本的強化—

防衛戦略は、以下の認識のもと、1976年以降6回策定されてきた自衛隊を中核とした防衛力の整備、維持及び運用の基本方針である防衛大綱に代わって、わが国の防衛目標、この防衛目標を達成するためのアプローチ及びその手段を包括的に示すものである。

今般、防衛戦略及び整備計画において、政府が決定した防衛力の抜本的強化とそれを裏付ける防衛力整備の水準についての方針は、戦後の防衛政策の大きな転換点となるものである。中長期的な防衛力強化の方向性と内容を示す防衛戦略の策定により、こうした大きな転換点の意義について、国民の理解が深まるよう政府として努力していく。

また、安保戦略、防衛戦略及び整備計画に示された防衛力の抜本的強化の方向性などにに基づき、令和5年度以降に実施する事業などの進捗管理を徹底し、防衛省・自

衛隊が一丸となり、予算を効果的かつ効率的に執行していくため、2023年4月、浜田防衛大臣のもとに「防衛力抜本的強化実現推進本部」を立ち上げた。こうした体制のもと、防衛力の抜本的な強化を実現していく。



防衛力抜本的強化実現推進本部会議の様子

2 策定の趣旨

わが国の防衛は、防衛省・自衛隊だけで行えるものではなく、国民一人ひとりの防衛政策に関する理解と協力が不可欠である。こうした観点から、防衛戦略では、「策定の趣旨」において、防衛戦略が目指すものや問題意識について、次のように国民に分かりやすく端的に示した。

まず、わが国政府の最も重大な責務は、国民の命と平和な暮らし、そして、わが国の領土・領空・領海を断固として守り抜くことであり、安全保障の根幹である。わが国を含む国際社会は深刻な挑戦を受け、新たな危機の時代に突入している。インド太平洋地域、とりわけ東アジアにおいて、国際秩序の根幹を揺るがしかねない深刻な事態が発生する可能性が排除されない。

わが国は、こうした動きの最前線に位置しており、わが国の今後の安全保障・防衛政策のあり方が地域と国際社会の平和と安定に直結すると言っても過言ではない。

戦後、最も厳しく複雑な安全保障環境の中で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くためには、厳しい現実に向き合って、相手の能力と新しい戦い方に着目した防衛力の抜本的強化が必要である。この防衛力の抜本的強化と国全体の防衛体制の強化を、戦略的発想をもって一体として実施することこそが、わが国の抑止力を高め、日米同盟をより一層強化し、また、同志国などとの安保協力の礎となる。特に、2022年10月、米国も新たな国家防衛戦略を策定したところであり、日米の戦略を擦り合わせる意味でも今回の策定は時宜にかなうものである。

こうした認識のもと、「防衛計画の大綱」に代わり、新たな「国家防衛戦略」を策定する。こうした防衛力の抜本的強化とそれを裏付ける防衛力整備の水準についての方針は、戦後の防衛政策の大きな転換点となるものである。こうした大きな転換点の意義について、国民の理解

が深まるよう政府として努力していく。

3 戦略環境の変化と防衛上の課題

1 戦略環境の変化

防衛戦略を策定するためには、その背景となるわが国を取り巻く安全保障環境の厳しい現実をしっかりと分析することが必要である。防衛戦略では、戦略環境の変化を次のように分析した。

まず、普遍的価値や政治・経済体制を共有しない国家が勢力を拡大しており、力による一方的な現状変更やその試みは、既存の国際秩序に対する深刻な挑戦であり、ロシアによるウクライナ侵略は、最も苛烈な形でこれを顕在化させている。国際社会は戦後最大の試練の時を迎え、新たな危機の時代に突入しつつある。

また、グローバルなパワーバランスが大きく変化し、政治・経済・軍事などにわたる国家間の競争が顕在化している。特に、インド太平洋地域においては、こうした傾向が顕著であり、その中で中国が力による一方的な現状変更やその試みを継続・強化している。

加えて、米中間の競争は様々な分野で今後激化していくと予想されるが、米国は中国との競争において今後10年が決定的なものになるとの認識を示している。

さらに、科学技術の急速な進展が安全保障のあり方を根本的に変化させ、各国は将来の戦闘様相を一変させる、ゲーム・チェンジャーとなりうる先端技術の開発を実施している。加えて、サイバー領域などにおけるリスクの深刻化、偽情報の拡散を含む情報戦の展開、気候変動などのグローバルな安全保障上の課題も存在する。

2 わが国周辺国などの軍事動向

中国は、2017年の中国共産党全国代表大会（党大会）での報告において、2035年までに「国防と軍隊の現代化を基本的に実現」したうえで、今世紀半ばに「世界一流の軍隊」を築き上げることを目標に掲げている。2020年の第19期中央委員会第5回全体会議では、2027年には「建軍100年の奮闘目標」を達成することを目標に加えた。2022年の党大会での報告においては、「世界一流の軍隊」を早期に構築することが「社会主義現代化国家」の全面的建設の戦略的要請であることが新たに明記さ

れ、そうした目標のもと、軍事力の質・量を広範かつ急速に拡大している。そのうえで、今後5年が自らの目指す「社会主義現代化国家」の全面的建設を始める肝心な時期と位置づけている。国防費の急速な増加を背景にわが国を上回る数の近代的な海上・航空アセットを保持するなど、軍事力を強化し、わが国周辺全体での軍事活動を活発化させるとともに、台湾に対する軍事的圧力を高めている。また、南シナ海での軍事拠点化などを推し進めている。さらに、2022年8月4日にわが国の排他的経済水域（EEZ）内への5発の着弾を含む計9発の弾道ミサイルを台湾周辺に発射したが、このことは地域住民に脅威と受け止められた。このような対外的な姿勢や軍事動向などは、わが国と国際社会の深刻な懸念事項であり、わが国の平和と安全及び国際社会の平和と安定を確保し、法の支配に基づく国際秩序を強化する上で、これまでにない最大の戦略的な挑戦であり、わが国の防衛力を含む総合的な国力と、同盟国・同志国などとの協力・連携により対応すべきものである。

北朝鮮は、体制を維持するために大量破壊兵器や弾道ミサイルなどの増強に集中的に取り組んでおり、技術的にはわが国を射程に収める弾道ミサイルに核兵器を搭載し、わが国を攻撃する能力を既に保有しているとみられる。また、様々なプラットフォームからのミサイル発射を繰り返すなど、特にミサイル関連技術・運用能力を急速に向上させている。こうした軍事動向は従前よりも一層重大かつ差し迫った脅威となっている。

ロシアによるウクライナ侵略は、欧州方面における防衛上の最も重大かつ直接の脅威と受け止められている。また、わが国周辺においても北方領土を含む極東地域において軍事活動を活発化させており、こうした軍事動向は、わが国を含むインド太平洋地域において、中国との戦略的な連携と相まって防衛上の強い懸念である。

さらに、今後、インド太平洋地域において、こうした活動が同時に行われる場合には、それが地域にどのような影響を及ぼすかについて注視していく必要がある。

3 防衛上の課題

ロシアがウクライナを侵略するに至った軍事的な背景としては、ウクライナがロシアによる侵略を抑止するための十分な能力を保有していなかったことにある。また、どの国も一国では自国の安全を守ることはできず、共同して侵攻に対処する意思と能力を持つ同盟国との協力の重要性が再認識されている。

さらに、高い軍事力を持つ国が、あるとき侵略という意思を持ったことにも注目すべきである。脅威は能力と意思の組み合わせで顕在化するが、その意思を外部から正確に把握することは困難である。国家の意思決定過程が不透明であれば、脅威が顕在化する素地が常に存在す

る。このような国から自国を守るためには、力による一方的な現状変更は困難であると認識させる抑止力が必要であり、相手の能力に着目した防衛力を構築する必要がある。

また、戦い方についても、従来の航空侵攻・海上侵攻・着上陸侵攻といった伝統的なものに加え、精密打撃能力による大規模なミサイル攻撃、情報戦を含むハイブリッド戦、宇宙・サイバー・電磁波領域や無人アセットを用いた非対称的な攻撃、核兵器による威嚇ともとれる言動などを組み合わせた新しい戦い方が顕在化している。こうした新しい戦い方に対応できるかが今後の防衛力を構築する上での課題である。

4 わが国の防衛の基本方針（防衛目標と反撃能力の保有を含むわが国の防衛力の抜本的強化など）

1 わが国防衛の基本方針

(1) 基本方針

わが国の防衛の根幹である防衛力は、わが国の安全保障を確保するための最終的な担保であり、わが国に脅威が及ぶことを抑止するとともに、脅威が及ぶ場合には、これを阻止・排除し、わが国を守り抜くという意思と能力を表すものである。これまで述べてきたわが国を取り巻く安全保障環境や防衛上の課題を踏まえ、今後の防衛力については、相手の能力と戦い方に着目して、わが国を防衛する能力をこれまで以上に抜本的に強化する。また、新たな戦い方へ対応を推進し、いついかなるときも力による一方的な現状変更とその試みは決して許さないとの意思を明確にしていく必要がある。

(2) 3つの防衛目標

わが国の防衛目標は、第一に力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出することである。第二に、力による一方的な現状変更やその試みを、同盟国・同志国などと協力・連携して抑止・対処し、早期に事態を収拾することである。第三に、万が一、わが国への侵攻が生起する場合、わが国が主たる責任をもって対処し、同盟国などの支援を受けつつ、これを阻止・排除することである。

また、核兵器の脅威に対しては、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止が不可欠である。第一から第三までの

防衛目標を達成するためのわが国自身の努力と、米国の拡大抑止などが相まって、あらゆる事態からわが国を守り抜く。

(3) 防衛目標を達成するための3つのアプローチ

防衛目標を実現するためのアプローチとして、第一のアプローチは、わが国自身の防衛体制の強化として、その中核たるわが国の防衛力を抜本的に強化することに加え、国全体の防衛体制を強化することである。第二は、日米同盟の抑止力と対処力のさらなる強化であり、日米の意思と能力を顕示することである。第三は、同志国などとの連携の強化であり、一か国でも多くの国々との連携を強化することである。これに加え、いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤や防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための基盤も強化する。

2 第1のアプローチ：わが国自身の防衛体制の強化

(1) わが国の防衛力の抜本的な強化

わが国の安全保障を最終的に担保する防衛力については、想定される各種事態に真に実効的に対処し、抑止できるものを目指し、30大綱において多次元統合防衛力（平時から有事までのあらゆる段階における活動をシームレスに実施できるよう、宇宙・サイバー・電磁波の領域と陸・海・空の領域を有機的に融合させつつ、統合運

用により機動的・持続的な活動を行い得るもの)を構築してきた。防衛戦略においては、これまでの多次元統合防衛力を抜本的に強化し、その努力をさらに加速して進めていく。

抜本的に強化された防衛力は、防衛目標であるわが国自体への侵攻をわが国が主たる責任をもって阻止・排除しうる能力でなくてはならない。これは相手にとって軍事的手段ではわが国侵攻の目標を達成できず、生じる損害というコストに見合わない認識させうだけの能力をわが国が持つことを意味する。こうした防衛力を保有できれば、米国の能力と相まって、わが国への侵攻のみならず、インド太平洋地域における力による一方的な現状変更やその試みを抑止でき、それを許容しない安全保障環境を創出することにつながる。これが防衛力を抜本的に強化する目的である。

さらに、抜本的に強化された防衛力は、常統的な情報収集・警戒監視・偵察 (ISR) や事態に応じて柔軟に選択される抑止措置 (FDO) としての訓練・演習などに加え、対領空侵犯措置^{Flexible Deterrent Options}などを行い、かつ事態にシームレスに即応・対処できる能力でなければならない。これを実現するためには、部隊の活動量が増える中であっても、自衛隊員の能力や部隊の練度向上に必要な訓練・演習などを十分に実施できるよう、内外に訓練基盤を確保し、柔軟な勤務態勢を構築することなどにより、高い即応性・対処力を保持した防衛力を構築する必要がある。

また、新しい戦い方に対応するために必要な機能・能力としては、まず、わが国への侵攻そのものを抑止するために、遠距離から侵攻戦力を阻止・排除できる能力である、①スタンド・オフ防衛能力、②統合防空ミサイル防衛能力を強化する。抑止が破られた場合、①と②の能力に加え、領域を横断して優越を獲得し、非対称的な優勢を確保するため、③無人アセット防衛能力、④領域横断作戦能力、⑤指揮統制・情報関連機能を強化する。迅速かつ粘り強く活動し続けて、相手方の侵攻意図を断念させるため、⑥機動展開能力・国民保護、⑦持続性・強靱性を強化する。

このような防衛力の抜本的強化は、いついかなる形でも力による一方的な現状変更が生起するか予測困難であることから、速やかに実現していく必要がある。まず、5年後の2027年度までに、わが国への侵攻が生起する場合には、わが国が主たる責任をもって対処し、同盟国などの支援を受けつつ、これを阻止・排除できるように防衛

力を強化する。今後5年間の最優先課題は、現有装備品を最大限活用するため、可動率向上や弾薬・燃料の確保、主要な防衛施設の強靱化を加速することに加え、将来の中核分野である、スタンド・オフ防衛能力や無人アセット防衛能力などを抜本的に強化することである。さらに、おおむね10年後までにより確実にするための更なる努力を行い、より早期・遠方で侵攻を阻止・排除できるようにする。

この防衛力の抜本的強化には大幅な経費と相応の人員の増加が必要となるが、防衛力の抜本的強化の実現に資する形で、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し定員・装備の最適化を実現する。また、効率的な調達などを進めて大幅なコスト縮減を実現してきたこれまでの努力を、防衛生産基盤に配意しつつ、さらに継続・強化する。あわせて、人口減少と少子高齢化を踏まえ、無人化・省人化・最適化を徹底していく。

わが国への侵攻を抑止する上で鍵となるのは、スタンド・オフ防衛能力などを活用した反撃能力である。近年、わが国周辺のみ사일戦力は質・量ともに著しく増強される中、ミサイル発射も繰り返されており、ミサイル攻撃が現実の脅威となっている。こうした中、今後も、既存のみ사일防衛網を質・量ともに不断に強化していくが、そのみでは完全に対応することが困難になりつつある。このため、ミサイル防衛により飛来するみ사일を防ぎつつ、相手からの更なる武力攻撃を防ぐために、わが国から有効な反撃を相手に加える能力、すなわち反撃能力の保有が必要である。「反撃能力」とは、わが国に対する武力攻撃が発生し、その手段として弾道み사일などによる攻撃が行われた場合、武力の行使の三要件に基づき、そのような攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、相手の領域において、わが国が有効な反撃を加えることを可能とする、スタンド・オフ防衛能力などを活用した自衛隊の能力をいう。こうした有効な反撃を加える能力を持つことにより、武力攻撃そのものを抑止する。そのうえで、万一、相手からみ사일が発射される際にも、み사일防衛網により、飛来するみ사일を防ぎつつ、反撃能力により相手からの更なる武力攻撃を防ぎ、国民の命と平和な暮らしを守っていく。反撃能力は、憲法及び国際法の範囲内で、専守防衛の考え方を変更するものではなく、「武力の行使」の三要件を満たす場合に初めて行使し得るものであり、武力攻撃が発生していない段階で自ら先に攻撃する先制攻

解説

反撃能力

近年、わが国周辺では、極超音速兵器などのミサイル関連技術と飽和攻撃など実戦的なミサイル運用能力が飛躍的に向上し、質・量ともにミサイル戦力が著しく増強される中、ミサイルの発射も繰り返されるなど、わが国へのミサイル攻撃が現実の脅威となっており、既存のミサイル防衛網だけで完全に対応することは難しくなりつつあります。そのため、反撃能力を保有する必要があります。

反撃能力とは、わが国に対する武力攻撃が発生し、その手段として弾道ミサイル等による攻撃が行われた場合、「武力の行使」の三要件に基づき、そのような攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、相手の領域において、わが国が有効な反撃を加えることを可能とする、スタンド・オフ防衛能力等を活用した自衛隊の能力のことを言います。

こうした有効な反撃を加える能力を持つことにより、武力攻撃そのものを抑止し、万一、相手からミサイルが発射される際にも、ミサイル防衛網により、飛来するミサイルを防ぎつつ、反撃能力により相手からの更なる武力攻撃を防ぎ、国民の命や平和な暮らしを守っていきます。

この反撃能力については、1956年2月29日に政府見解^{*1}として、憲法上、「誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能である」としたものの、これまで政策判断として保有することとしてこなかった能力に当たるものです。

この政府見解は、2015年の平和安全法制に際して示された武力の行使の三要件の下で行われる自衛の措置にもそのまま当てはまるものであり、今般保有することとする能力は、この考え方の下で上記三要件を満たす場合に行使しうるものです。

反撃能力の行使の対象について、政府は、従来、法理上は、誘導弾等による攻撃を防ぐのに他に手段がない場合における「やむを得ない必要最小限度の措置」をとることは可能であると説明してきており、いかなる措置が自衛の範囲に含まれるかについては、個別具体的に判断されるものであり、この考え方は、反撃能

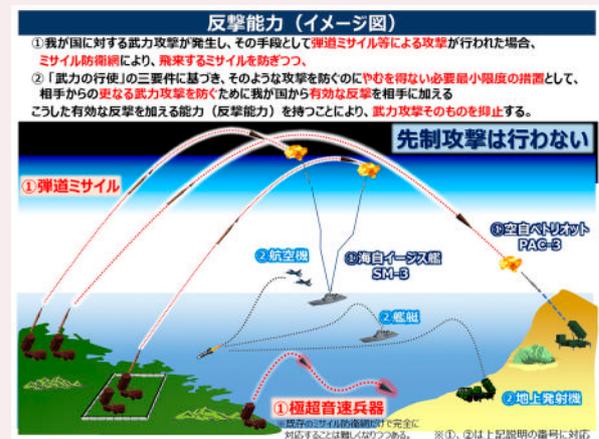
力においても同様です。他方、どこでも攻撃してよいというものではなく、攻撃を厳格に軍事目標に対するものに限定するといった国際法の遵守を当然の前提とした上で、ミサイル攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の措置の対象を個別具体的な状況に照らして判断していくものです。

また、政府としては、従来から、憲法第9条の下でわが国が保持することが禁じられている戦力とは、自衛のための必要最小限度の実力を超えるものを指すと解されており、これに当たるか否かは、わが国が保持する全体の実力についての問題である一方で、個々の兵器のうちでも、性能上専ら相手国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられる、いわゆる攻撃的兵器^{*2}を保有することは、これにより直ちに自衛のための必要最小限度の範囲を超えることとなるため、いかなる場合にも許されないと考えてきており、この一貫した見解を変更する考えはありません。

※1 政府の統一見解（鳩山内閣総理大臣答弁船田防衛庁長官代読（1956年2月29日））

わが国に対して急迫不正の侵害が行われ、その侵害の手段としてわが国土に対し、誘導弾などによる攻撃が行われた場合、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨とするところだというふうには、どうしても考えられないと思うのです。そういう場合には、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、たとえば、誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾などの基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能であるというべきものと思います。

※2 例えばICBM、長距離戦略爆撃機、攻撃型空母



撃は許されないことはいうまでもない。また、日米の基本的な役割分担は今後も変更はないが、わが国が反撃能力を保有することに伴い、日米が協力して対処していくこととなる。

(2) 国全体の防衛体制の強化

わが国を守るためには自衛隊が強くなければならないが、わが国全体で連携しなければ、わが国を守ることはできない。このため、防衛力の抜本的強化に加え、外交力、情報力、経済力、技術力を含めた国力を統合し、あらゆる政策手段を体系的に組み合わせて国全体の防衛体制を構築していく。その際、政府一体となった取組を強化していくため、政府内の縦割りを打破していくことが不可欠であることから、防衛力の抜本的強化を補完する不可分一体の取組として、わが国の国力を結集した総合的な防衛体制を強化する。また、政府と地方公共団体、民間団体などとの協力を推進する。

具体的な取組としては、まず、わが国自身の防衛体制の強化に裏付けられた外交努力であり、わが国として自由で開かれたインド太平洋 (FOIP) というビジョンの推進などを通じて力強い外交を推進する。また、力による一方的な現状変更やその試みを抑止するとの意思と能力を示し続け、相手の行動に影響を与えるために、事態に応じて柔軟に選択される抑止措置 (FDO) としての訓練・演習などや戦略的コミュニケーション (SC) を、政府一体となって、また同盟国・同志国などと共に充実・強化していく必要がある。

さらに、認知領域を含む情報戦などへの対応を強化し、有事はもとより、平素から政府全体での対応を強化していく。

加えて、平素から関係機関が連携して行動し、対処の実効性を向上させるため、有事を念頭に置いた自衛隊と警察や海上保安庁との間の訓練や演習を実施し、特に武力攻撃事態における防衛大臣による海上保安庁の統制要領を含め、必要な連携要領を確立する。

宇宙・サイバー・電磁波領域は、国民生活にとっての基幹インフラであるとともに、わが国の防衛にとっても領域横断作戦を遂行するうえで死活的に重要であることから、政府全体でその能力を強化していく。

先端技術に裏付けられた新しい戦い方が勝敗を決する時代において、先端技術を防衛目的で活用することが死活的に重要となっていることから、総合的な防衛体制の

強化のための府省横断的な仕組みのもと、防衛省・自衛隊のニーズを踏まえ、政府関係機関の研究開発を防衛目的に活用していく。

国民の命を守りながらわが国への侵攻に対処し、また、大規模災害を含む各種事態に対処するにあたっては、国の行政機関、地方公共団体、公共機関、民間事業者が協力・連携して統合的に取り組む必要がある。そのため、防衛ニーズを踏まえ、総合的な防衛体制の強化のための府省横断的な仕組みのもと、特に南西地域における空港・港湾などの整備・強化、平素からの空港・港湾などの使用のための関係省庁間での調整枠組みの構築などの各種施策を実施するほか、政府全体として国民保護訓練の強化などの各種施策を行う。また、自衛隊による海空域や電磁波を円滑に利用し、防衛関連施設の機能を十全に発揮できるよう、風力発電施設の設置などの社会経済活動との調和を図る効果的な仕組みを確立する。あわせて、弾薬・燃料などの輸送・保管などについて、さらなる円滑化のための措置を講ずる。

わが国の領海などにおける国益や重要なシーレーンの安定的利用の確保などに取り組むため、自衛隊・海上保安庁が緊密に協力・連携しつつ、同盟国・同志国などと海洋安全保障協力を推進する。

最後に、自衛隊及び在日米軍が、平素からシームレスかつ効果的に活動できるよう、自衛隊施設及び米軍施設周辺の地方公共団体や地元住民の理解及び協力をこれまで以上に獲得していく。また、地方によっては、自衛隊の部隊による急患輸送や存在そのものが地域コミュニティの維持・活性化に大きく貢献していることを踏まえ、部隊の改編や駐屯地・基地などの配備・運営にあたっては、地方公共団体や地元住民の理解を得られるよう、地域の特性や地元経済への寄与に配慮する。

3 第2のアプローチ：日米同盟による共同抑止・対処

第二のアプローチは、日米同盟のさらなる強化である。米国との同盟関係は、わが国の安全保障の基軸であり、わが国の防衛力の抜本的強化は、米国の能力のより効果的な発揮にも繋がり、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化するものとなる。日米は、こうした共同の意思と能力を顕示することにより、力による一方的な現状変更やその試みを抑止する。そのうえで、わが国への侵攻が生

起した場合には、日米共同対処により侵攻を阻止する。このため、日米両国は、その戦略を整合させ、共に目標を優先づけることにより、同盟を絶えず現代化し、共同の能力を強化する。その際、わが国は、わが国自身の防衛力の抜本的強化を踏まえて、日米同盟のもとで、わが国の防衛と地域の平和及び安定のため、より大きな役割を果たしていく。具体的には、以下の施策に取り組んでいく。

まず、日米共同の抑止力・対処力の強化である。わが国の防衛戦略と米国の国防戦略は、あらゆるアプローチと手段を統合させて、力による一方的な現状変更を起こさせないことを最優先とする点で軌を一にしている。これを踏まえ、即応性・抗たん性を強化し、相手にコストを強要し、わが国への侵攻を抑止する観点から、それぞれの役割・任務・能力に関する議論をより深化させ、日米共同の統合的な抑止力をより一層強化していく。

次に、同盟調整機能の強化である。日米両国による整合的な共同対処を行うため、同盟調整メカニズム(ACM)を中心とする日米間の調整機能をさらに発展させる。また、日米同盟を中核とする同志国などとの連携を強化するため、ACMなどを活用し、運用面におけるより緊密な調整を実現する。

さらに、共同対処基盤の強化として、情報保全、サイバーセキュリティ、防衛装備・技術協力など、あらゆる段階における日米共同での実効的な対処を支える基盤を強化する。

最後に、在日米軍の駐留を支える取組である。厳しい安全保障環境に対応する、日米共同の態勢の最適化を図りつつ、在日米軍再編の着実な進展や在日米軍の即応性・抗たん性強化を支援する取組など、在日米軍の駐留を安定的に支えるための各種施策を推進する。

4 第3のアプローチ：同志国などとの連携

第三のアプローチは、同志国などとの連携の強化である。力による一方的な現状変更やその試みに対応し、わが国の安全保障を確保するため、同盟国のみならず1カ国でも多くの国々との連携を強化することが極めて重要である。その観点から、FOIPというビジョンの実現に資する取組を進めていく。また、地域や各国の特性などを考慮した多角的・多層的な防衛協力・交流を積極的に推進する。この際、同志国などとの連携の推進の一方で、中国やロシアとの意思疎通についても留意していく。

5 防衛力の抜本的強化にあたって重視する能力(7つの重視分野)

防衛戦略などに示された基本方針及びこれらと整合された統合的な運用構想により導き出された、わが国の防衛上必要な7つの機能・能力の基本的な考え方とその内容は次のとおりである。

1 スタンド・オフ防衛能力

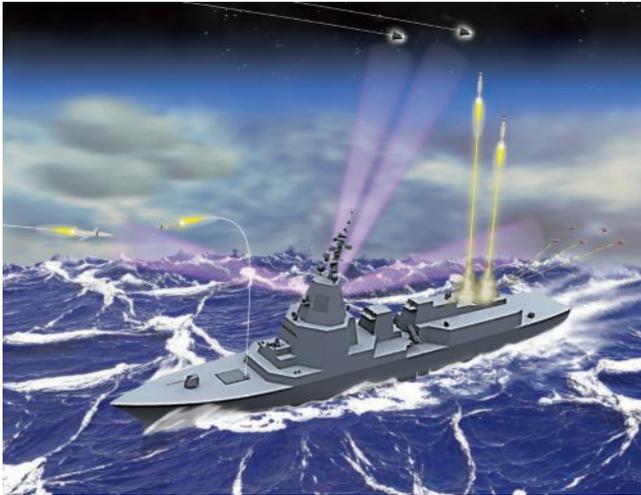
東西南北、それぞれ約3,000キロに及ぶわが国領域を守り抜くため、侵攻してくる艦艇や上陸部隊などに対して脅威圏外から対処するスタンド・オフ防衛能力を抜本的に強化する。まず、様々な地点から重層的に艦艇などを阻止・排除できる必要十分な能力を保有し、各種プラットフォームから発射でき、また、高速滑空飛翔や極超音速飛翔などの迎撃困難な能力を強化する。このため、2027年度までにスタンド・オフ・ミサイルを運用可能な能力を強化するが、国産ミサイルの増産体制確立前に十分な能力の早期確保のため、外国製のスタンド・オ

フ・ミサイルを取得する。今後、おおむね10年後までに、航空機発射型スタンド・オフ・ミサイルを運用可能な能力を強化するとともに、迎撃困難な飛翔を行うことが可能な高速滑空弾、極超音速誘導弾、その他スタンド・オフ・ミサイルを運用する能力を獲得する。

2 統合防空ミサイル防衛能力

極超音速兵器などへ対応するため、探知・追尾能力や迎撃能力などの対処能力を抜本的に強化する。相手からのわが国に対するミサイル攻撃については、まず、ミサイル防衛システムにより公海及びわが国の領域の上空でミサイルを迎撃する。そのうえで、攻撃を防ぐためにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、相手の領域において有効な反撃を加える能力としてスタンド・オフ防衛能力などを活用する。こうした反撃能力を保有することにより、相手のミサイル発射を制約し、ミサイル

防衛システムによる迎撃を行いやすくすることで、ミサイル防衛と相まってミサイル攻撃そのものを抑止していく。このため、2027年度までに、警戒管制レーダーや地对空誘導弾の能力を向上させるとともに、イージス・システム搭載艦を整備する。また、指向性エネルギー兵器などにより、小型無人機などに対処する能力を強化する。今後、おおむね10年後までに、滑空段階での極超音速兵器への対処能力の研究などにより、統合防空ミサイル防衛能力を強化する。



イージス・システム搭載艦 (イメージ)

3 無人アセット防衛能力

無人装備をAIや有人装備と組み合わせ、非対称的な優勢を獲得することが可能であるため、無人アセットを情報収集・警戒監視のみならず、戦闘支援などの幅広い任務に効果的に活用する。また、自衛隊の装備体系、組織の最適化の取組を推進する。このため、2027年度までに無人アセットを早期装備化やリースなどにより導入し、幅広い任務での実践的な能力を獲得する。今後、おおむね10年後までに、無人アセットを用いた戦い方をさらに具体化し、わが国の地理的特性などを踏まえた機種の開発・導入を加速し、本格運用を拡大する。

4 領域横断作戦能力

宇宙・サイバー・電磁波の領域や陸海空の領域における能力を有機的に融合し、相乗効果によって全体の能力を増幅させる領域横断作戦により、個別の領域が劣勢である場合にもこれを克服し、わが国の防衛を全うするこ

とがますます重要になっている。まず、宇宙・サイバー・電磁波の領域については相手方の利用を妨げ、又は無力化する能力を含め能力を強化・拡充する。そのうえで、

①宇宙領域については、衛星コンステレーションを含む新たな宇宙利用の形態を積極的に取り入れ、陸・海・空の領域における作戦能力を向上させる。同時に、宇宙空間の安定的利用に対する脅威に対応するため、宇宙領域把握 (SDA) 体制を確立するとともに、様々な状況に対応して任務を継続できるように宇宙アセットの抗たん性強化に取り組む。このため、2027年度までに宇宙を利用して部隊行動に必要な基盤を整備するとともに、SDA能力を強化する。今後、おおむね10年後までに、宇宙利用の多層化・冗長化や新たな能力の獲得などにより、宇宙作戦能力をさらに強化する。

②サイバー領域では、防衛省・自衛隊において、能動的サイバー防御を含むサイバー安全保障分野における政府全体での取組と連携していく。その際、重要なシステムなどを中心に常時継続的にリスク管理を実施する態勢に移行し、これに対応するサイバー要員を大幅増強する。このため、2027年度までに、サイバー攻撃状況下においても、指揮統制能力及び優先度の高い装備品システムを保全できる態勢を確立し、また防衛産業のサイバー防衛を下支えできる態勢を確立する。今後、おおむね10年後までに、サイバー攻撃状況下においても、指揮統制能力、戦力発揮能力、作戦基盤を保全し任務が遂行できる態勢を確立しつつ、自衛隊以外へのサイバーセキュリティを支援できる態勢を強化する。

③電磁波領域では、相手方からの通信妨害などの厳しい電磁波環境の中においても、自衛隊の電子戦及びその支援能力を有効に機能させ、相手によるこれらの作戦遂行能力を低下させる。また、電磁波の管理機能を強化し、自衛隊全体でより効率的に電磁波を活用する。

④領域横断作戦の基本となる陸上防衛力・海上防衛力・航空防衛力は、海上優勢・航空優勢を維持・強化するための艦艇・戦闘機などの着実な整備などにより、抜本的に強化していく。

5 指揮統制・情報関連機能

今後、より一層、戦闘様相が迅速化・複雑化していく

状況において、戦いを制するためには、各級指揮官の適切な意思決定を相手方よりも迅速かつ的確に行い、意思決定の優越を確保する必要があることから、AI導入などを含めネットワークの抗たん性やISRT能力を強化する。このため、2027年度までに、ハイブリッド戦や認知領域を含む情報戦に対処可能な情報能力を整備する。また、衛星コンステレーションなどによるニアリアルタイムの情報収集能力を整備する。今後、おおむね10年後までに、AIを含む各種手段を最大限に活用し、情報収集・分析などの能力をさらに強化する。

また、これまで以上に、わが国周辺国などの意思と能力を常時継続的かつ正確に把握する必要があるため、情報本部を中心に分析能力を強化する。これに加え、偽情報の流布を含む情報戦などに対処するための取組も抜本的に強化するとともに、同盟国・同志国などとの情報共有や共同訓練などを実施する。

6 機動展開能力・国民保護

島嶼部を含むわが国への侵攻に対しては、海上優勢・航空優勢を確保し、わが国に侵攻する部隊の接近・上陸を阻止するため、平素配備している部隊が常時活動するとともに、状況に応じて必要な部隊を迅速に機動展開させる必要がある。このため、自衛隊自身の海上・航空輸送力を強化しつつ、民間の輸送力を最大限活用する。また、自衛隊の部隊が円滑かつ効果的に活動できるよう、平素から空港・港湾施設などの利用拡大や補給能力の向上を実施する。また、自衛隊は島嶼部における侵害排除のみならず、強化された機動展開能力を住民避難に活用し、国民保護の任務を実施する。このため、2027年度までに、民間資金等活用事業（PFI）船舶の活用の拡大などにより、輸送能力を強化する。今後、おおむね10年後までに、輸送能力をさらに強化しつつ、補給拠点の改善により輸送・補給を一層迅速化する。



PFI船舶を活用した訓練

7 持続性・強靱性

将来にわたりわが国を守り抜くうえで、弾薬、燃料、装備品の可動数といった現在の自衛隊の継戦能力は、必ずしも十分ではない。そのため、弾薬の生産能力の向上や製造量に見合う火薬庫の確保を進め、必要十分な弾薬・燃料を早急に保有するとともに、装備品の可動率を向上させるための体制を早急に確立する。このため、2027年度までに必要な弾薬を保有し火薬庫を増設するとともに、部品不足を解消して、計画整備など以外の装備品が全て可動する体制を確保する。今後、おおむね10年後までに、火薬庫の増設を完了し、弾薬や装備品の部品について、適正な在庫の確保を維持する。

さらに、平素においては自衛隊員の安全を確保し、有事においても容易に作戦能力を喪失しないよう、主要司令部の地下化・構造強化、施設の再配置などを実施する。また、隊舎・宿舎の着実な整備や老朽化対策を行う。気候変動の問題は今後の防衛省・自衛隊の運用や各種計画などに一層影響をもたらすことから、各種課題に対応していく。このため、2027年度までに、司令部の地下化、主要な基地・駐屯地内の再配置・集約化を進め、各施設の強靱化を図る。今後、おおむね10年後までに、防衛施設の更なる強靱化を図る。最後に、自衛隊員の継戦能力向上のため、衛生機能も強化する。

6 将来の自衛隊のあり方

1 7つの重視分野における自衛隊の役割

重視する能力の7つの分野において、各自衛隊は以下の役割を担う。

スタンド・オフ防衛能力では、各自衛隊が車両、艦艇、航空機からのスタンド・オフ・ミサイル発射能力について必要十分な数量を整備する。

統合防空ミサイル防衛能力では、海上自衛隊の護衛艦が上層、陸上自衛隊及び航空自衛隊の地对空誘導弾が下層における迎撃を担うことを基本として将来の経空脅威への対応能力を強化する。また、各自衛隊はスタンド・オフ防衛能力などを反撃能力として活用する。

無人アセット防衛能力は、各自衛隊が各々の任務分担に従い、既存の部隊の見直しを進めつつ、航空・海上・水中・陸上の無人アセット防衛能力を大幅に強化する。

領域横断作戦のうち、宇宙領域では、航空自衛隊においてSDA能力をはじめとする各種機能を強化する。サイバー領域では、防衛省・自衛隊としてわが国全体のサイバーセキュリティ強化に貢献するため、自衛隊全体で強化を図り、特に陸上自衛隊が人材育成などの基盤拡充の中核を担っていくこととする。電磁波領域では、各自衛隊において、電子戦装備を取得・増強する。

指揮統制・情報関連機能では、各自衛隊の情報収集能力の強化などを行う。また、スタンド・オフ・ミサイルの運用に必要なISRTを含む情報本部の情報機能を抜本的に強化するとともに、指揮統制機能との連携を強化する。

機動展開能力・国民保護では、陸上自衛隊は中型・小型船舶などを、海上自衛隊は輸送艦などを、航空自衛隊は輸送機などを確保することにより、機動・展開能力を強化する。また、陸上自衛隊は、沖縄における国民保護をも目的として、部隊強化を含む体制強化を図る。

持続性・強靱性では、各自衛隊は平素から弾薬及び可動装備品を必要数確保するとともに、能力発揮の基盤となる防衛施設の抗たん性を強化する。

2 自衛隊の体制整備の考え方

7つの分野における役割を踏まえ、統合運用体制の整備及び陸上自衛隊・海上自衛隊・航空自衛隊の体制整備は、次のような基本的考え方により行う。

統合運用態勢の強化では、既存の組織の見直しにより常設の統合司令部を創設し、統合運用に資する装備体系を検討する。

陸上自衛隊では、スタンド・オフ防衛能力、迅速な機動・分散展開、指揮統制・情報関連機能を重視した体制を整備する。

海上自衛隊では、防空能力、情報戦能力、スタンド・オフ防衛能力などの強化、省人化・無人化の推進、水中優勢を獲得・維持しうる体制を整備する。

航空自衛隊では、機動分散運用、スタンド・オフ防衛能力などを強化する。また、宇宙利用の優位性を確保しうる体制を整備し、航空自衛隊を航空宇宙自衛隊とする。

情報本部では、情報戦対応の中心的な役割を担うとともに、他国の軍事活動などを把握し、分析・発信する能力を抜本的に強化する。

これらに加え、わが国全体のサイバーセキュリティ強化に貢献するため、自衛隊全体で抜本的に強化する。

3 政策立案機能の強化

自衛隊が能力を十分に発揮し、厳しさ、複雑さ、スピード感を増す戦略環境に対応するためには、戦略的・機動的な防衛政策の企画立案が必要とされており、その機能を抜本的に強化していく。この際、有識者から政策的な助言を得るための会議体を設置する。また、自衛隊の将来の戦い方とそのために必要な先端技術の活用・育成・装備化について、関係省庁や民間の研究機関、防衛産業を中核とした企業との連携を強化しつつ、戦略的な観点から総合的に検討・推進する態勢を強化する。さらに、こうした取組を推進し、政策の企画立案を支援するため、防衛研究所を中心とする防衛省・自衛隊の研究体制を見直し・強化し、知的基盤としての機能を強化する。

7 国民の生命・身体・財産の保護・国際的な安全保障協力への取組

1 国民の生命・身体・財産の保護に向けた取組

わが国への侵攻のみならず、大規模テロや原子力発電所をはじめとする重要インフラに対する攻撃、大規模災害、感染症危機などは深刻な脅威であり、国の総力を挙げて全力で対応していく必要がある。そのため、防衛省・自衛隊は、抜本的に強化された防衛力を活用し、警察、海上保安庁などの関係機関と緊密に連携しつつ対処を行う。また、外国での災害・騒乱などが発生した際には、外交当局と緊密に連携して、在外邦人等を迅速かつ的確に保護し、輸送する。また、平素から関係機関と連

携体制を構築し、住民の避難誘導を含む国民保護のための取組を円滑に実施できるようにする。

2 国際的な安全保障協力への取組

わが国の平和と安全のため、積極的平和主義の立場から、国際的な課題への対応に積極的に取り組み、国際平和協力活動については、わが国の得意とする施設、衛生といった分野を中心として活動をしていく。また、引き続き現地ミッション司令部要員などの派遣に加え、能力構築支援の実施などを行う。

8 いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤

防衛生産・技術基盤は、自国での装備品の開発・生産・調達を安定的に確保し、新しい戦い方に必要な先端技術を防衛装備品に取り込むために不可欠な基盤であることから、いわば防衛力そのものと位置づけられるものであり、その強化は必要不可欠である。そのため、新たな戦い方に必要な力強く持続可能な防衛産業の構築、リスク対処、販路拡大などに取り組んでいく。

1 防衛生産基盤の強化

わが国の防衛産業は、自衛隊の任務遂行にあたっての装備品の確保の面から、防衛省・自衛隊と共に国防を担うパートナーというべき重要な存在であり、高度な装備品を生産し、高い可動率を確保できる能力を維持・強化していく必要がある。防衛産業がこのような大きな役割を果たすために、サプライチェーン全体を含む基盤の強化を図っていく。その際、適正な利益確保のための新たな利益率算定方式の導入による事業の魅力化を図るとともに、既存のサプライチェーンの維持・強化と新規参入促進を推進する。

また、装備品の取得に際して、企業の予見可能性を図りつつ、国内基盤を維持・強化する観点を一層重視し、技術的、質的、時間的な向上を図るとともに、他に手段がない場合における国自身が製造施設などを保有する形態を検討していく。

さらに、国際水準を踏まえたサイバーセキュリティを含む産業保全を強化し、併せて機微技術管理の強化に取り組む。

2 防衛技術基盤の強化

新しい戦い方に必要な装備品を取得するためには、わが国が有する技術をいかに活用していくかが極めて重要である。そのため、防衛産業や非防衛産業の技術を早期装備化につなげる取組を積極的に推進する。

さらに、わが国主導の国際共同開発を推進するなど同盟国・同志国などとの協力・連携を進めていく。また、民生先端技術を積極活用するための枠組みを構築するほか、総合的な防衛体制強化のための府省横断的な仕組みを活用する。

3 防衛装備移転の推進

防衛装備品の海外への移転は、特にインド太平洋地域における平和と安定のために、力による一方的な現状変更を抑止して、わが国にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略や武力の行使又は武力による威嚇を受けている国への支援などのための重要な政策的な手段となる。こうした観点から、防衛装備移転三原則や運用指針をはじめとする制度の見直しについて検

討する。また、官民一体となった防衛装備移転の円滑化のため、基金を創設し企業支援を行う。

9 防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための基盤の強化

1 人的基盤の強化

防衛力の中核である自衛隊員について、必要な人員を確保し、全ての隊員が遺憾なく能力を発揮できる組織環境を整備する必要がある。そのため、生活・勤務環境の整備、処遇の向上、女性隊員がさらに活躍できる環境醸成などに引き続き取り組む。また、ハラスメントは人の組織である自衛隊の根幹を揺るがすものであることを各自衛隊員が改めて認識し、ハラスメントを一切許容しない組織環境を構築する。

採用については、質の高い人材を必要数確保するため、募集能力の一層の強化を図り、民間人材も含め専門的な知識・技能を持つ人材を確保する。特に、艦艇乗組員やレーダーサイトの警戒監視要員など、厳しい環境で勤務する隊員やサイバー領域などの人材に関する取組を強化する。また、防衛力の抜本的強化やそれに伴う政策の企画立案、部隊における運用支援などのために必要となる事務官・技官などを確保し、さらに必要な制度の検討を行うなど、人的基盤の強化に取り組む。

このように、自衛隊員が育児、出産、介護など各種のライフイベントを迎える中であっても、遺憾なくその能力を発揮できる組織環境づくりにも配慮し、自衛隊員としてのライフサイクル全般に着目した大胆な施策を講じる。

2 衛生機能の変革

自衛隊衛生については、これまで重視してきた自衛隊員の壮健性の維持から、有事において隊員の生命・身体を救う組織へ変革する。このため、国内外における多様な任務に対応しうよう統合衛生体制・態勢を構築する。また、南西地域の医療拠点の整備など第一線から後送先までのシームレスな医療・後送態勢を確立するとともに、外傷医療に不可欠な血液・酸素を含む衛生資器材を確保する。さらに、防衛医科大学校も含め、自衛隊衛生の総力を結集できる態勢を構築し、戦傷医療対処能力の向上を図る。



患者搬送訓練の様子

10 留意事項

防衛戦略は、安保戦略のもと、他の分野の戦略と整合をもって実施され、国家安全保障会議において定期的に体系的な評価を行う。また、安全保障環境の変化、特に相手方の能力に着目し、統合的な運用構想に基づき、実効的に対処できる防衛力を構築していくため、必要な能力に関する評価を常に実施する。

また、防衛戦略に基づく防衛力の抜本的強化は、将来

にわたり、維持・強化していく必要がある。このため、防衛力の抜本的強化のあり方について中長期的な観点から不断に検討を行う。

防衛戦略はおおむね10年間の期間を念頭に置いているが、国際情勢や技術的水準の動向などについて重要な変化が見込まれる場合には必要な修正を行う。



資料：国家防衛戦略

URL：<https://www.mod.go.jp/j/policy/agenda/guideline/index.html>